

# 感染対策に関する指針

株式会社 HABILIS

## 1. 基本的な考え方

サービスの提供に際して感染症が発生又は蔓延しないよう感染症対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及びスタッフの安全を確保するための対策を実施する。

## 2. 感染対策委員会の設置

- (1) 事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するため感染対策委員会を設置する
- (2) 感染対策委員会の構成員は各事業所から選出された委員により構成する
- (3) 感染対策委員会の業務

委員会は3ヶ月に1回以上開催する。緊急時は必要に応じて臨時の委員会を開催する。また、委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容を勘案し、他の会議体と一体的に行う場合がある。委員会では次の内容について検討する。

- ① 感染対策計画の立案
- ② 指針やマニュアルなどの見直し
- ③ 感染対策に関するスタッフ等への研修の企画、実施
- ④ 感染状況の把握と感染事例の対応策
- ⑤ 利用者、スタッフ等の健康状態の把握や感染予防の啓蒙
- ⑥ その他、感染予防のために必要な事項

## 3. 研修

全てのスタッフに対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修会を実施する。研修会の種類と内容は次の通りとする。

- ・定期的な研修(年1回以上)及び新規採用時の感染対策の基本的知識にかかる内容
- ・必要に応じて随時開催する研修や対応の周知および外部研修会等への参加

## 4. 平常時の対応

平常時は下記の感染症対策マニュアルを参考に、手洗いの徹底などの感染対策に努める。特に季節性インフルエンザ等の流行期前や流行の兆しがみられた際には適宜、対策の徹底を図る。

- ・介護現場における感染対策の手引き 第3版
- ・訪問看護ステーション 感染予防対策マニュアル

・介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

5. 発生時の対応

感染発生時は、感染状況の把握、発生の原因究明、改善対策の立案、対策を実施する。また、疾患および病態に応じて感染経路別予防策を追加して実施する。報告が義務づけられている疾病については、速やかに行政および保健所に報告する。

6. 閲覧

本指針は、利用者または家族の希望によりいつでも閲覧できるものとする。

7. その他

感染対策は、科学的根拠に基づいた内容とし、最新の知見に対応するように定期的に見直すものとする。

附則

この指針は令和6年4月1日より施行する